

実験動物生産施設等に対する指導・助言規程

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 日本実験動物協会（以下、「日動協」という。）は、実験動物生産施設等（以下、「生産施設等」という。）において実験動物の生産等が実験動物の福祉に係る法令等に則り、適正に行われるよう、各種指導・助言を行うこととする。

(全体的指導・助言)

第2条 日動協は、生産施設等に関連する実験動物の福祉に係る法令等の改正について、ホームページや情報誌LABIO21への掲載を通じて会員等へ情報を提供する。

2 日動協は、実験動物の福祉に関する各種指針や運用の手引きを作成し、ホームページへの掲載等を通じて会員等へ提供する。

(個別的指導・助言)

第3条 生産施設等から、実験動物の適正な飼養保管や動物実験の適正な実施に係るアドバイスの要請があった場合の個別的指導・助言は、次により行う。

(1) 指導・助言の担当

個別的指導・助言は、日動協の実験動物福祉委員会において行う。

(2) 指導・助言の方法

①アドバイスを求める生産施設等は、申請書（別紙様式1）に基づきその内容を日動協に連絡し、日動協は事務局を通じて委員会から回答することを原則とする。

②指導・助言は、文書、メールにより行うこととし、必要に応じて、面談、現地訪問を行うこととする。

(3) 経費

1 施設につき2万円に消費税を加算した額の指導・助言料及び現地訪問、事務局内での打ち合わせ会議等に係る旅費等の実費を徴収する。ただし、会員の場合、指導・助言料は不要とする。

(守秘義務)

第4条 関係する委員会委員は、誓約書（別紙様式2）を提出し、指導・助言の過程で知り得た情報を第三者に漏らさないことを誓約するものとする。

併せて、指導・助言に関する書類のうち委員会委員が保管していた書類は申請者に回答した以降は一切廃棄するものとし、必要書類は事務局が文書管理規程に基づき厳重に保管するものとする。

なお、電子メールについても、申請者への回答以降は、可能な限り速やかに抹消するものとする。

また、事務局は、申請者に守秘義務の内容について説明するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 平成29年4月1日から施行する。

附則 平成30年4月1日から施行する。

附則 令和2年4月1日から施行する。

別紙様式1 申請書

令和 年 月 日

公益社団法人日本実験動物協会
会長 殿

機関名
代表者名

印

実験動物生産施設等に対する個別的指導・助言の申請

当社は、公益社団法人日本実験動物協会に、下記のとおり個別的指導・助言を申請します。

1. 指導・助言の対象施設名
2. 助言・指導を求める内容
3. その他日動協が要求した資料